



背景・目的

- ▶ 平成30年7月豪雨における被災地域の迅速な復興のため、災害廃棄物の処理を行う市町村を支援することが国を挙げての課題
- ▶ 既存基金制度の枠組みを活用し、被災地における災害廃棄物処理事業を支援

事業スキーム

- ▶ 環境省から被災県に対し基金を造成するための補助金を交付
被災県は基金を取り崩して市町村へ補助



事業概要等

- (1) ごみ処理
市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。
- (2) し尿処理
市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

事業目的・概要等

期待される効果

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援することにより、被災市町村における早期の復旧・復興が図られる。

イメージ

○平成30年7月豪雨における既存基金制度の枠組みを活用した負担軽減
災害等廃棄物処理事業費補助金（1/2補助）に加え、市町村の財政力等により措置割合は異なるが、地方財政措置の拡充と基金を活用した支援を組み合わせることにより、被災市町村の財政負担を軽減。

平成30年7月豪雨では、被害状況と市町村の標準
税収入に応じたきめ細かな支援を実施



地方負担を軽減することにより災害廃棄物の適正・
迅速な処理を支援

